

会 告

学会会員各位

岩手公衆衛生学会  
理事長 立身 政信

電子配信対応に伴う著作権の確認について

近年の学会を取り巻く環境は、電子化、ネットワーク化が急速に進展しつつあります。このような状況に対し、当学会としても学会誌に掲載された論文等をインターネットにより配信し、多くの人々が利用できる取り組みを始めました。

しかしながら、これら電子配信を行うためには著作権等の帰属に関し明文化されること等の整備が求められました。そこで、平成 25 年 3 月 2 日の総会にて、学会誌に掲載が決定した論文等の著作権および著作権は当学会に帰属することについて再確認し、著作権および著作権の帰属に関する文言を記載した投稿規程の改正を行うことに致しました。

また、既に発行され掲載された論文等については、下記のとおり取り扱わせて頂きますのでよろしくお願い致します。

なお、下記の取り扱いについて異議あるいは質問等がありましたら、平成 25 年 9 月 2 日までに学会事務局まで文書にてご連絡頂きたくお願い致します。

記

発行済み学会誌に掲載された論文等の取り扱い

- 1) 論文等の著作権（著作権法 27 条 翻訳権、翻案権等、28 条 二次的著作物の利用に関する原作者の権利）は、当学会に帰属させていただきます。
- 2) 当学会は、当該論文等の全部または一部を、当学会ホームページ、当学会が認めたネットワーク媒体、その他の媒体において任意の言語で掲載、出版（電子出版を含む）出来るものとします。この場合、必要により当該論文の抄録等を作成して付すことがあります。以上

**著作権法 第 27 条、第 28 条について**

**（翻訳権、翻案権等）**

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。翻案とは、原文献をアブストラクトとして取扱うことを意味します。

**（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）**

第二十八条 二次的著作物の原著作者の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

二次的著作物に変わった場合においても、著作権は、もともとの著者にあることを意味します。例えば、文献を CD-ROM にデジタル化した場合、CD-ROM は、パソコンを通してみることとなり、二次的な著作物となりますが、その著作権は、もともとの著者が所有していることを意味します。